



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大分労働局
Oita Labour Bureau

Press Release

報道関係者 各位

令和6年5月31日（金）

【照会先】

大分労働局

職業安定部職業対策課長 甲斐 昭臣

電話：097-535-2090

労働基準部監督課長 松島 昌彦

電話：097-536-3212

6月は「外国人雇用啓発月間」です。

～大分労働局、大分県警察、福岡出入国在留管理局及び
外国人技能実習機構と合同で現地パトロールを実施～

厚生労働省では、6月1日から1か月間を「外国人雇用啓発月間」と定めて、労働条件などルールに則った外国人雇用や再就職の促進について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行います。

このため、大分労働局（局長 佐藤 広道）は、外国人雇用管理指針と併せて、関係法令の周知・啓発を行い、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保などを目的に、以下の取組を実施します。

1 外国人労働者就労事業場への現地パトロールの実施

大分労働局は、外国人労働者の就労状況確認のため、大分県警察、福岡出入国在留管理局及び外国人技能実習機構と合同で外国人が就労する事業場への現地パトロールを実施します。

詳細は、別紙を御覧ください。

2 事業主などに対する周知・啓発、指導

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取扱いの基本ルールについて情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。

また、事業主団体などを通じて外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力依頼を行います。

外国人労働者就労事業場への現地パトロールの実施

- (1) 日 時：令和6年6月12日（水） 10時00分～12時00分
- (2) 場 所：株式会社デンケン（大分県由布市挾間町鬼崎688-2）
- (3) 実施者：大分労働局、大分県警察、福岡出入国在留管理局、外国人技能実習機構
- (4) 内 容：外国人労働者の就労状況の現地パトロールを実施し、安全衛生の確保について確認を行うとともに、外国人労働者の雇用管理改善や適正な労働条件の確保などを説明します。

<タイムスケジュール>

現地パトロール

10:00～ 会議室にて株式会社デンケン担当者による事業場概要等の説明

10:20～ 外国人労働者の就労状況確認のための現地パトロールの実施

外国人雇用セミナー

11:00～ 外国人雇用セミナーの実施

12:00 終了

<取材についての注意事項>

- 取材にお越しになれる場合は事前に機関名、連絡先、参加予定人数を下記担当者へ御連絡ください。
- 構内は長袖・ヘルメットの着用をお願いします。ヘルメットが必要な場合については上記連絡時に併せて御連絡ください。
- 雨天の場合は傘等を御準備ください。
- 台風の影響など悪天候となった場合は中止とすることがあります。その場合は、参加予定の方に事前にお知らせいたしますので予め御了承ください。

【連絡先】 職業対策課 木本 浩聡
(電話) 097(535)2090